

委員会提出議案第1号

所得税法第56条の廃止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年12月13日 提出

提出者 総務委員会

委員長 樽井豪男

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

白色申告を行う個人事業者は、生計を一にする親族に対し給料や家賃を支払っても経費としては認められない。こうなっている原因は所得税法第 56 条の規定にある。個人事業主と生計を一にする家族従業者の働き分は事業主の所得となり、家族の働き分については、配偶者で上限 86 万円、配偶者以外の家族で上限 50 万円を控除として認めるだけである。所得税法第 56 条によって、配偶者とその他の家族従事者は、社会保障や行政手続上で様々な不利益を受け、社会的にも一人前扱いされない状況に置かれている。

「青色申告にすれば給料を経費にできる」(所得税法第 57 条)が、申告方法の選択によって差をつけるのは大きな問題である。収入と支出を正確に記帳することは、白色申告者にも義務化されており、もはや青色申告者との間に本質的な違いは存在しない。

我が国の所得税法第 56 条は、明治時代の戸主中心の考え方を残すものであり、配偶者やその他の家族を、人格をもつ独立した個人として認めないものである。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費と認めている。我が国の「第 4 次男女共同参画基本計画」は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」ことを求めており、この方向にこそ時代の要請がある。

制度を廃止しなければ、個人事業者のもとで生計を一にする配偶者とその他の家族従業者の社会的な地位の向上及び基本的人権は保障されないと考えることから、「所得税法第 56 条廃止」を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
総務大臣、厚生労働大臣